

亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第18号

亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年亀山市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>[(1) 及び (2) 略]</p>	<p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>[(1) 及び (2) 略]</p>

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童
(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。
次号において同じ。) おおむね1.5
人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね2.5
人につき1人

[3 略]

(職員)

第31条 [略]

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

[(1) 及び (2) 略]

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童
(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。
次号において同じ。) おおむね1.5
人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね2.5
人につき1人

[3 略]

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 [略]

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回る

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童
(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。
次号において同じ。) おおむね2.0
人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね3.0
人につき1人

[3 略]

(職員)

第31条 [略]

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

[(1) 及び (2) 略]

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童
(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。
次号において同じ。) おおむね2.0
人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね3.0
人につき1人

[3 略]

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 [略]

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回る

<p>ことはできない。</p> <p>[(1) 及び (2) 略]</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 (法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。 次号において同じ。) おおむね<u>15</u> 人につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25</u> 人につき1人</p> <p>[3 略]</p> <p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第47条 [略]</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>[(1) 及び (2) 略]</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 (法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。 次号において同じ。) おおむね<u>15</u> 人につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25</u> 人につき1人</p> <p>[3 略]</p>	<p>ことはできない。</p> <p>[(1) 及び (2) 略]</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 (法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。 次号において同じ。) おおむね<u>20</u> 人につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30</u> 人につき1人</p> <p>[3 略]</p> <p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第47条 [略]</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>[(1) 及び (2) 略]</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 (法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。 次号において同じ。) おおむね<u>20</u> 人につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30</u> 人につき1人</p> <p>[3 略]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。